

国立大学法人愛知教育大学学長選考実施細則

2016年3月2日
学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人愛知教育大学学長選考規程（2015年7月10日学長選考会議決定。以下「学長選考規程」という。）に基づき、学長選考の実施に関し、必要な事項を定める。

(学長候補者選考実施の公示)

第2条 国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、学長選考規程第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、同条第2項の規定に従い学長候補者の選考の実施に関する事項を決定し、別紙第1号様式により公示する。

(意向聴取有資格者名簿の作成等)

第3条 学長選考・監察会議は、学長選考規程第9条第1項に規定する意向聴取の有資格者（以下「意向聴取有資格者」という。）を調査し、第5条に規定する学長候補適任者推薦の公示の日の10日前（国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（2004年4月1日制定）第12条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）までに別紙第2号様式による意向聴取有資格者名簿を作成する。

(意向聴取有資格者名簿の閲覧等)

第4条 学長選考・監察会議は、意向聴取有資格者名簿を次条に規定する学長候補適任者の推薦の公示日の10日前から意向聴取実施の日の2日前（休日を除く。）までの間、所定の場所において閲覧に供する。

2 意向聴取有資格者は、意向聴取有資格者名簿に疑義のあるときは、次条に規定する学長候補適任者推薦の公示の日の2日前（休日を除く。）までにその旨を総務課に申し立てることができる。

3 学長選考・監察会議は、前項の申し立てがあったときは、その内容を審議し、正当であると認めたときは、その旨を意向聴取有資格者名簿の備考欄に記載し、修正する。

(学長候補適任者推薦の公示)

第5条 学長選考・監察会議は、学長選考規程第5条に規定する学長候補適任者の推薦に関し、必要な事項を別紙第3号様式により所定の場所に掲示する。

(学長候補適任者の推薦書等)

第6条 学長選考規程第5条第1項各号に規定する者の推薦は、次の各号に掲げる様式を用いて行うものとする。

(1) 学長選考規程第5条第1項第1号に規定する者による推薦

ア 別紙第4号様式の学長候補適任者推薦書（経営協議会委員推薦）

イ 別紙第6号様式の履歴書

(2) 学長選考規程第5条第1項第2号に規定する者による推薦

ア 別紙第5号様式の学長候補適任者推薦書（意向聴取有資格者推薦）

イ 別紙第6号様式の履歴書

2 前項各号に規定する学長候補適任者推薦書及び履歴書（以下「推薦書等」という。）は、総務課長に提出するものとする。

(学長候補適任者の推薦資格等)

第7条 学長選考規程第5条第1項第2号に規定する推薦を行うことのできる者は、学長候補適任者の推薦の公示の日における意向聴取有資格者とする。ただし、当該日において、停職中又は就業禁止期間中の者は、学長候補適任者の推薦の資格を有しない。

2 意向聴取有資格者は、複数の学長候補適任者の推薦者となることができない。

(学長候補者の公表)

第8条 学長選考・監察会議は、学長選考規程第7条第1項により選出した学長候補者について、同条第2項に基づき、別紙第7号様式により公表するものとし、推薦書等を添えて所定の場所で閲覧に供する。

(所信表明書及び質問書の依頼及び公表)

第9条 学長選考・監察会議は、学長選考規程第8条第1項に規定する所信表明書及び学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書（以下「所信表明書等」という。）の提出を、別紙第8号様式により、学長候補者に依頼するものとする。

2 前項に規定する所信表明書等は、それぞれ、別紙第9号様式及び別紙第10号様式によるものとする。

3 学長選考規程第8条第2項に規定する所信表明書等は、別紙第11号様式により公表するものとし、所定の場所で閲覧に供する。

(所信を表明する機会)

第10条 学長選考・監察会議は、学長選考規程第8条第4項に規定する所信を表明する機会を設ける場合には、「国立大学法人愛知教育大学所信を表明する機会の実施要領」を定め、実施するものとする。

(意向聴取の実施に関する公示等)

第11条 学長選考・監察会議は、学長選考規程第9条に規定する意向聴取の実施について、別紙第12号様式により公示するとともに、別紙第13号様式により意向聴取有資格者に通知する。

2 前項の公示は所定の場所に掲示する。

(意向聴取の実施)

第12条 意向聴取の実施は1回とし、単記無記名投票により行う。

2 意向聴取有資格者のうち、前条第1項に規定する意向聴取の公示の日において、停職中又は就業禁止期間中の者は、意向聴取の資格を有しない。

3 意向聴取の資格を有する者が、意向聴取の投票日において、やむを得ない事由により投票することができない場合は、期日前投票を行うことができるものとする。

4 代理人による投票は、認めない。

5 学長選考・監察会議は、開票が終了したときは、速やかに別紙第14号様式により学長候補者意向聴取開票記録書を作成するものとする。

6 その他意向聴取の実施については、「国立大学法人愛知教育大学学長候補者意向聴取実施要領」に定める。

7 学長選考・監察会議が必要と認めた場合は、オンライン投票による意向聴取を実施することができる。その場合、第11条第1項に定める様式及び第12条第3項の規定によらず、実施することができる。

(最終学長候補者選考結果の公表)

第13条 学長選考・監察会議は、学長選考規程第10条の規定により最終学長候補者を選考したときは、学長にその旨を報告した後、別紙第15号様式により学長候補者意向聴取開票記録書を添えて、公表する。

2 前項の公表は所定の場所に掲示する。

(細則の改廃)

第14条 この細則の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が行うものとする。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、学長選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議がその都度定める。

附 則

この細則は、2016年3月2日から施行する。

附 則

この細則は、2017年2月27日から施行する。

附 則

この細則は、2019年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2025年6月5日から施行する。

別紙第1号様式（第2条関係）

国立大学法人愛知教育大学学長候補者選考について（公示）

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

国立大学法人愛知教育大学学長選考規程第4条の規定に基づき、下記により学長候補者の選考を実施します。

記

1 学長候補者の選考を行う理由

[	年 月 日をもって現学長の任期が満了するため
	年 月 日をもって現学長が辞任を申し出たため
	年 月 日をもって現学長の解任が決定したため
	年 月 日をもって学長が欠員となったため

2 学長候補者の資格（学長選考規程第3条）

- ・人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者であること
- ・「国立大学法人愛知教育大学学長選考基準」に示される資質・能力を備えた者であること

3 学長の任期

年 月 日から 年 月 日まで

4 学長候補者の選考方法及び日程等

(1) 推薦（学長選考規程第5条）

- ① 次のいずれかの推薦による（学長選考・監察会議の委員である者を除く）
 - ア 国立大学法人愛知教育大学経営協議会の学外委員の推薦
 - イ 意向聴取の有資格者10人以上の連署による推薦
- ② 推薦は、本人の同意を得た上で、所定の推薦書に本人の履歴書を添えて学長選考・監察会議に提出して行うものとする。
- ③ 推薦の受付期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

(2) 学長候補者の審査等（学長選考規程第6条及び第7条）

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

(3) 所信表明書及び学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書の公表（学長選考規程第8条）

年 月 日（ ）（予定）

(4) 意向聴取（学長選考規程第9条）

年 月 日（ ）（予定）

(5) 最終学長候補者の選考結果の公表（学長選考規程第12条）

年 月 日（ ）～（予定）

5 様式の取得について

各種様式は本学ホームページより取得するものとする。

(https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html)

以上

別紙第2号様式（第3条関係）

意向聴取有資格者名簿

年 月 日現在

（第5条に規定する学長候補適任者推薦の公示の日）

整理番号	所 属	職 名	氏 名	備 考

（注） 1 用紙はA4縦型とし，所属ごとに，氏名の五十音順に作成する。

別紙第3号様式（第5条関係）

国立大学法人愛知教育大学学長候補適任者の推薦受付について（公示）

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

学長候補適任者の推薦を下記により受け付けます。

記

1 推薦受付期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

いずれも午前9時から午後4時までとする。

（国立大学法人愛知教育大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年4月1日制定）第12条第1項に規定する休日を除く。）

2 推薦の方法

次のいずれかの推薦とする（学長選考・監察会議の委員である者を除く）

① 国立大学法人愛知教育大学経営協議会の学外委員の推薦

② 意向聴取の有資格者（※）10人以上の連署による推薦

※意向聴取の有資格者

- ・学長及び常勤理事
- ・教授、准教授、専任講師、助教及び助手
- ・附属学校園の校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、研究主任及び教育実習主任
- ・事務職員のうち主任以上の職にある者（本学に勤務する出向受入者を含む。本学に勤務しない在籍出向者等を含まない。再雇用職員を含まない。）
- ・保健師（医療職本給表（三）2級29号俸以上）

3 推薦に必要な書類

本人の同意を得た上で、推薦書に本人の履歴書を添えて提出する

（注）様式は本学ホームページより取得するものとする。

（https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html）

4 提出先

総務課長

以上

別紙第 4 号様式（第 6 条関係）

学 長 候 補 適 任 者 推 薦 書
（学長選考規程第 5 条第 1 項第 1 号に規定する委員による推薦）

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議議長 殿

推薦者
氏 名（自署）_____

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人愛知教育大学学長候補適任者として、
関係書類を添えて推薦します。
また、この推薦書が学長候補者選考の過程で、愛知教育大学内において公表されること
に同意します。

(ふ り が な) 学 長 候 補 適 任 者 氏 名	
現 職 名 (又 は 最 終 職 名)	
推薦理由	

(注) 1 国立大学法人愛知教育大学学長選考基準に適合していることを含めて記載してください。
2 用紙はA 4 縦型とする。

別紙第5号様式（第6条関係）

学 長 候 補 適 任 者 推 薦 書
(学長選考規程第5条第1項第2号に規定する者による推薦)

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議議長 殿

私共 名は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人愛知教育大学学長候補適任者として、関係書類を添えて推薦します。

また、この推薦書が学長候補者選考の過程で、愛知教育大学内において公表されることに同意します。

(ふ り が な) 学 長 候 補 適 任 者 氏 名	
現 職 名 (又 は 最 終 職 名)	
推薦理由	

推薦者 氏名（自署）

代表：	

(注) 1 国立大学法人愛知教育大学学長選考基準に適合していることを含めて記載してください。
2 同一の者が複数の学長候補適任者を推薦した場合は、当該推薦を行った者の推薦を無効とする。
3 用紙はA4縦型とする。推薦者は10人以上とし、11人以上のときは2枚目を作成する。

別紙第 6 号様式（第 6 条関係）

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名		
年 齢	歳（就任時）	
学 歴	年 月	事 項
学 位 免許・資格	年 月	事 項
専 門 分 野		
職 歴	年 月	事 項
主な受賞歴	年 月	事 項
主な教育 研究業績	年 月	事 項
学会及び 社会における 活動等	年 月	事 項
その他特記 すべき事項		
私は、国立大学法人愛知教育大学学長候補適任者として推薦されることについて、同意します。 また、この履歴書が学長候補者選考の過程で、愛知教育大学内において公表されることに同意します。 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名 (自署)		

(注) 1 用紙はA 4 縦型とする。行間は適宜拡縮し、2 頁までとする。印刷は両面印刷とする。
2 業績等の資料の添付は1 0 枚（両面 5 枚）までとする。

別紙第 7 号様式（第 8 条関係）

国立大学法人愛知教育大学学長候補者の公表

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

国立大学法人愛知教育大学学長選考規程第 7 条第 2 項の規定に基づき，下記の者を学長候補者として選出しましたので，学長候補適任者推薦書及び履歴書を添えて，お知らせします。

記

学長候補者氏名（届出順）

別紙第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（学 長 候 補 者 ） 殿

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

所信表明書及び質問書に対する回答書の提出について（依頼）

このたび、学長選考・監察会議は、あなたを国立大学法人愛知教育大学学長選考規程第7条の規定に基づき、学長候補者として選出しました。

ついては、同規程第8条第1項の規定に基づき、所定の所信表明書及び学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書を厳封の上、下記によりご提出願います。

なお、ご提出いただいた所信表明書及び回答書は愛知教育大学内に対し公表するものであること、また、提出後の修正は認めないことをあらかじめご了承ください。

記

1 提出書類

(1) 所信表明書

(2) 学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書

2 提 出 先 総務課長

3 提出期限 年 月 日（ ） 時 分

学長候補者所信表明書

氏名（自署）_____

（所信）

- （注） 1 国立大学法人愛知教育大学学長選考基準に掲げられた事項を踏まえ，国立大学法人愛知教育大学中期目標・中期計画をいかに実行していくかなどを含めて記載してください。
- 2 用紙はA4縦型とし，5枚以内で作成する。印刷は両面印刷とする。
- 3 この所信表明書は，学長候補者選考の過程で，愛知教育大学内において公表されます。

別紙第10号様式（第9条関係）

学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書

氏名（自署）_____

1	○○○○○○○○○○○○○	（質問事項）	○○○○○○○○○○○○○
	(回答)		
2	○○○○○○○○○○○○○	（質問事項）	○○○○○○○○○○○○○
	(回答)		
3	○○○○○○○○○○○○○	（質問事項）	○○○○○○○○○○○○○
	(回答)		

(注) 1 用紙はA4縦型とし、質問項目ごとに400字以内で作成する。
2 この回答書は、学長候補者選考の過程で、愛知教育大学内において公表されます。

別紙第 1 1 号様式（第 9 条関係）

国立大学法人愛知教育大学学長候補者の所信表明書等の公表

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

国立大学法人愛知教育大学学長選考規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、学長候補者から提出された「学長候補者の所信表明書」及び「学長選考・監察会議が作成した質問書に対する回答書」を、別添のとおり公表します。

別紙第 1 2 号様式（第 1 1 条関係）

国立大学法人愛知教育大学学長候補者選考に係る
意向聴取の実施について（公示）

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

国立大学法人愛知教育大学学長選考規程第 9 条及び同選考実施細則第 1 2 条の規定に基づき、学長候補者選考の参考に資するため、意向聴取を下記により実施します。

記

1 意向聴取

(1) 日 時 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

(2) 投票所

(3) 方 法 投票所において交付する投票用紙を用い、単記無記名の方法により投票を行う。

なお、意向聴取の投票日において、やむを得ない事由により投票することができない場合は、期日前投票を行うことができます。

(1) 日 時 年 月 日 () 時 分から
年 月 日 () 時 分まで

(2) 投票所

(3) 方 法 投票所において交付する投票用紙を用い、単記無記名の方法により投票を行う。

以上

別紙第13号様式（第11条関係）

意向聴取有資格者の名簿の整理番号

年 月 日

（意向聴取有資格者） 殿

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

国立大学法人愛知教育大学学長候補者選考に係る
意向聴取の実施について（通知）

このことについて、学長選考規程第9条の規定に基づき、意向聴取を下記により実施しますのでお知らせします。

なお、この通知書は投票用紙と引き替えにしますので、意向聴取の当日に必ず持参してください。

記

1 意向聴取日時 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで

2 投票所

3 期日前投票

やむを得ない事由により、上記で投票することができない場合は、期日前投票を行うことができます。

・日時 年 月 日（ ） 時 分から
年 月 日（ ） 時 分まで

・投票所

別紙第 1 4 号様式（第 1 2 条関係）

学長候補者意向聴取開票記録書

学長候補者意向聴取の開票結果は下記のとおりである。

記

- 1 開票時間
- 開始時 分～ 終了時 分
- 2 意向聴取有資格者
- 名
- 3 投票総数
- 票
- 4 有効投票数
- 票
- 5 無効投票数
- 票
- (うち白票数
- 票)

6 開票状況（得票者全員を記載）

【学長候補者が複数の時】

順位	氏名（届出順）	得票数
		票
		票
		票
		票

【学長候補者が 1 名の時】

順位	氏名	得票数
		認める 票
		認めない 票

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

議長名（自署）

別紙第 1 5 号様式（第 1 3 条関係）

国立大学法人愛知教育大学最終学長候補者選考結果について（公示）

年 月 日

国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議

最終学長候補者を選考したので，国立大学法人愛知教育大学学長選考規程第 1 2 条の規定に基づき，下記のとおりお知らせします。

記

- 1 最終学長候補者氏名
- 2 選考の理由及び過程

以上